

認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業実施要綱

（事業目的）

第1条 本事業は、認知症地域医療支援事業実施要綱（平成27年4月15日付老発第0415号厚生労働省老健局通知「認知症地域医療支援事業の実施について」）に基づき、医師をはじめとした医療関係者に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の本人とその家族を支える知識や方法等を習熟させることにより、地域において、認知症の発症初期から状況に応じた適切な支援体制の構築を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は京都市とする。ただし、本事業の遂行に当たり事業目的を十分に理解し適切な事業運営ができると認められる法人等に委託することができる。

（定義）

第3条 この要綱において、認知症サポート医とは、認知症の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる者をいう。

（事業内容）

第4条 本事業は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- (1) 認知症サポート医の養成
- (2) 認知症サポート医フォローアップ研修
- (3) かかりつけ医等を対象とした認知症対応の向上のための研修
- (4) 病院勤務医療従事者を対象とした認知症対応の向上のための研修

（事務局の設置）

第5条 前条各号に掲げる事業を実施するために事務局を設置するものとする。

2 事務局は、本市が適切な運営が確保できると認められる団体を選定し、委託することができる。

（その他）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

この要綱は平成18年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。